

第17回国土交通省独立行政法人評価委員会海上災害防止センター分科会の開催
及び傍聴について

平成25年7月9日

<問い合わせ先>

海上保安庁警備救難部環境防災課

TEL(直通) 03-3591-9819

(内線) 3905

7月23日(火)、第17回国土交通省独立行政法人評価委員会海上災害防止センター分科会を下記のとおり開催する予定としております。

本分科会の傍聴をご希望される方は、分科会開催3日前から前日までに登録を行っていただく必要がございますので、別添「国土交通省独立行政法人評価委員会の会議の傍聴に係る手続等について」をご参照のうえ、上記問い合わせ先まで登録をお願いいたします。

記

1. 日時 平成25年7月23日(火)午後2時00分から午後5時00分まで

2. 場所 東京都千代田区霞が関2-1-3
中央合同庁舎3号館11階 海上保安庁会議室

3. 議題 ①平成24年度財務諸表及び業務実績報告について
②平成24年度業務実績評価について

※ なお、議題②に関しましては、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則等に基づき、非公開となっておりますので予めご了承願います。

本分科会の議事要旨や議事録については後日、国土交通省ウェブサイト内に掲載する予定です。

過去の開催状況につきましては、

(<http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s402_kaijo01.html>)

をご参考下さい。

国土交通省独立行政法人評価委員会の会議の傍聴に係る手続等について

国土交通省独立行政法人評価委員会

国土交通省独立行政法人評価委員会の会議の公開については、「国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則（平成13年2月22日国土交通省独立行政法人評価委員会決定）」第5条及び「国土交通省独立行政法人評価委員会の議事の公開に關し必要な事項について（平成13年2月22日国土交通省独立行政法人評価委員会申し合せ。以下「申し合せ」という。）」に定められているところであるが、議事の公開に當たつて必要となる会議の傍聴に関する手續等については、「申し合せ」第1（会議の傍聴）に定めるところによるほか、以下のとおりとする。

第1. 登録

(1) 委員会の会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、委員会の会議が開催される日の三日前から前日（閉庁日である日を除く。）までの執務時間以内に、国土交通省政策統括官付政策評価官（以下「政策評価官」という。）の登録を受けなければならない。

(2) (1) の登録（以下単に「登録」という。）は、次のいずれかの方法により、行うものとする。

①政策評価官の執務室に備付けられている傍聴希望者登録簿（以下単に「傍聴希望者登録簿」という。）に、次の（a）から（e）までに掲げる事項を傍聴希望者が自ら記載し、又はその代理人が記載すること。

②傍聴希望者又はその代理人が郵便若しくは電信電話等（電話、ファクシミリ、電子メールをいう。）により、次の（a）から（e）までに掲げる事項を政策評価官に通知すること。

(a) 傍聴希望者の氏名

(b) 傍聴希望者の連絡先（自宅又は勤務先をいう。）

(c) (b) の連絡先の電話番号又は傍聴希望者の携帯電話番号

(d) 登録日時

(e) (a) から (d) までの事項のほか、政策評価官が必要と認める事項

(3) 政策評価官は、(2) ②の方法により登録を行った者に対し、登録を受付けたことの連絡その他の必要な連絡を適切な方法により行うものとする。

(4) 登録は、先着順((2) (d) に掲げる登録日時の早い順をいう。)により順位を付して行う。

(5) 登録の受け付けは、次のいずれかの時点に、これを終了する。

①委員会の会議が開催される日の前日の執務時間を経過した時点

②傍聴希望者が登録を行うことにより、当該傍聴希望者が委員会の会場の傍聴者収容可能数を超える順位を有することとなると認める時点

(6) 登録の受け付けが終了した後は、登録をすることができない。

(7) 委員会の会議の傍聴は、(2) の規定に基づき登録を受けた者（以下「傍聴可能者」という。）に限る。

(8) 傍聴登録者は、傍聴の希望を取り消すとき又は登録した事項に変更があったときは、その旨又は変更点を速やかに政策評価官の執務室に連絡しなければならない。

(9) 政策評価官は、登録の受付をしたときは、傍聴登録者に対し、委員会の会議の傍聴に関する留意事項（別添）を交付する。この場合において、(2) ②の方法により登録を行った者に対しては、必要な措置を講ずるものとする。

(10) 政策評価官の執務室への連絡先電話番号は、03-5253-8807とする。

第2. 入場及び傍聴

傍聴可能者の委員会の会場への入場は、傍聴希望者登録簿により傍聴可能者の確認をした上で、これを行う。

第3. 準用

第1及び第2の規定は、次表の第一欄に掲げる国土交通省独立行政法人評価委員会分科会に準用する。この場合において、第1及び第2の規定中「委員会」とあるのは第一欄に掲げる文言に、「国土交通省政策統括官付政策評価官」とあるのは第二欄に掲げる文言に、「政策評価官」とあるのは第三欄に掲げる文言に、「03-5253-8807」とあるのは第四欄に掲げる文言にそれぞれ読替えるものとする。

一	二	三	四
土木研究所分科会	国土交通省大臣官房技術調査課	技術調査課	03-5253-8218
建築研究所分科会	国土交通省大臣官房技術調査課	技術調査課	03-5253-8218
港湾空港技術研究所分科会	国土交通省港湾局技術企画課	技術企画課	03-5253-8676
交通関係研究所分科会	国土交通省総合政策局技術安全課	技術安全課	03-5253-8308
教育機関分科会	国土交通省海事局海技課 又は国土交通省航空局技術部乗員課	海技課又は乗員課	03-5253-8650 (海技課) 又は 03-5253-8738 (乗員課)
自動車検査分科会	国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課	技術企画課	03-5253-8589
鉄道建設・運輸施設整備支援機構分科会	国土交通省鉄道局財務課	財務課	03-5253-8538
国際観光振興機構分科会	国土交通省総合政策局国際観光課	国際観光課	03-5253-8324
水資源機構分科会	国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課	水資源政策課	03-5253-8386

自動車事故対策機構分科会	国土交通省自動車交通局 保障課	保障課	03-5253 -8580
空港周辺整備機構分科会	国土交通省航空局空港部 環境・地域振興課	環境・地域振興課	03-5253 -8723
海上災害防止センター分科会	海上保安庁警備救難部環境防災課	環境防災課	03-3591 -9819
都市再生機構分科会	国土交通省住宅局総務課	総務課	03-5253 -8503
奄美群島振興開発基金分科会	国土交通省都市・地域整備局特別地域振興官	特別地域振興官	03-5253 -8423
日本高速道路保有・債務返済機構分科会	国土交通省道路局総務課	総務課	03-5253 -8477
住宅金融支援機構分科会	国土交通省住宅局総務課	総務課	03-5253 -8519

第4. 附則

この決定事項は、平成13年4月1日から施行する。

この決定事項は、平成15年7月1日から施行する。

この決定事項は、平成16年4月1日から施行する。

この決定事項は、平成17年4月1日から施行する。

この決定事項は、平成17年7月1日から施行する。

この決定事項は、平成18年4月1日から施行する。

この決定事項は、平成18年7月1日から施行する。

この決定事項は、平成19年2月23日から施行する。

この決定事項は、平成19年4月1日から施行する。

この決定事項は、平成19年7月1日から施行する。

この決定事項は、平成20年7月1日から施行する。

【別添】

国土交通省独立行政法人評価委員会の会議の傍聴に関する留意事項

1. 傍聴の登録を受けた者は、国土交通省独立行政法人評価委員会委員長が許可した場合を除いて、委員会の会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはいけません。
2. 傍聴の登録を受けた者は、前項に規定する行為のほか、委員会の会議の進行を妨げる行為をしてはいけません。
3. 傍聴の登録を受けた者は、傍聴の希望を取り消すとき又は登録した事項に変更があったときは、その旨及び変更点を速やかに国土交通省政策統括官付政策評価官の執務室までご連絡願います。(電話：03-5253-8807)

参考

○国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則

(平成13年2月22日国土交通省独立行政法人評価委員会決定) (抄)

(会議の公開)

第五条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、審議の円滑な遂行に影響が生じるものとして委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、この限りでない。

2 委員会の会議の公開の手続その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、別に委員長が委員会に諮って定める

○国土交通省独立行政法人評価委員会の議事の公開に必要な事項について

(平成13年2月22日国土交通省独立行政法人評価委員会申し合せ) (抄)

(会議の傍聴)

第1 委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、国土交通省政策統括官付政策評価官の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者(次項において「登録傍聴人」という。)は、委員長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。

3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議を非公開とする案件)

第2 運営規則第5条第1項の規定により、審議の円滑な遂行に影響が生じるものとして委員会において会議を非公開とすることが適当であると認める案件は、独立行政法人の業務の実績に関する評価に係る案件とする。